



# 白井市 消費生活センター だより

第17号 令和8年1月発行

発行元  
白井市消費生活センター  
(市民環境経済部産業振興課)  
TEL: 047-492-1111 (代表)



## 注意

### 『お得に試しただけ』のつもりが…！？



ネットの広告などで「今だけ初回90%OFF」、「購入回数縛り無し」、「いつでも解約可能」などと表示されている商品を購入したところ、実際には一定回数の購入が条件となっていたり、解約には違約金の支払いが必要と言われるケースがあります。

#### 《事例》

インターネットを利用中に、通常価格5,000円のダイエットサプリメントが初回500円で購入できるとの広告が表示された。定期購入の契約だったが、「購入回数縛り無し」で「いつでも解約可能」と表示されていたので、初回分だけ受け取って2回目以降は解約しようと思って注文した。

初回の商品が届いたので解約をしようと販売業者に連絡したところ、2回目の商品を受け取らずに解約する場合は、違約金が発生すると言われた。

#### 《アドバイス》

注文を確定する前に『最終確認画面』をよく確認し、  
スクリーンショットを保存しておきましょう！  
取消を行う際の証拠になります。

・販売業者等は販売サイトの『最終確認画面』において、顧客が「注文確定」の直前段階で、契約内容を簡単に確認できるように表示することを、特定商取引法により義務付けられています。

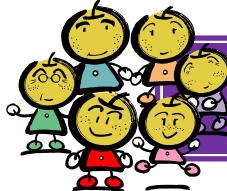
・虚偽の表示や誤認させるような表示、または表示がなかった場合には、契約を取り消すことができる場合があります。

悩んだら抱えずに  
すぐセンターに相談してね！

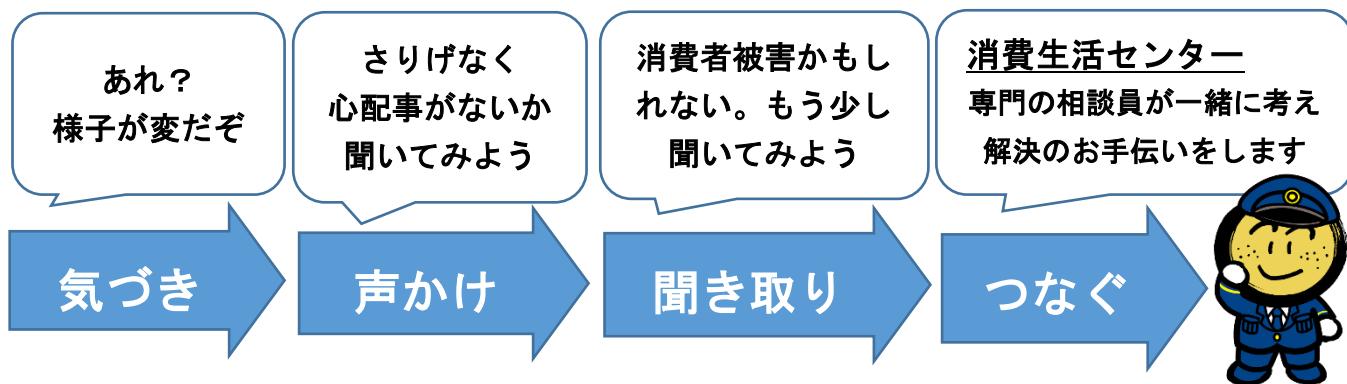


# 高齢者をみんなで見守り、消費者被害に気づいてつなごう

高齢者が安心、安全に暮らすためには、地域や社会、家族や親しい友人や仲間が助け合い、声を掛け合って消費者被害にあわない、あわせない社会を作ることが大切です。そこには高齢者を見守る周囲の方のサポートが欠かせません。地域の見守りや声掛けにより高齢者を消費者被害から守っていきましょう。



## 「気づき」「声かけ」「聞き取り」「つなぐ」ポイント



### 『気づきのポイント』

- ・会話や表情がいつもと違う、見慣れない作業員の出入りがある
- ・銀行等に行く回数（お金を必要としている行動）が増えている

### 『声かけのポイント』

- ※騙されているんじゃないの？（相手とはどうやって知り合ったの？）
- ※どうしてこんな契約をしたの？（心配だから私にも教えて下さい）

## 出前消費者講座のご案内～自立した消費者をめざして～

市の消費生活相談員が、地域で起きている身近な事例や最新の消費者トラブルの動向をゲームやクイズを織り交ぜてお話しします。

ご近所での会合、地域で活動するグループや高齢者サロンなどで、ぜひご利用ください。講師（相談員）の派遣は無料です。  
内容や日時・場所についてはご相談ください。



【問】産業振興課 401-4641（直通）

## 白井市消費生活センターのご案内

相談日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

相談時間：10：00～12：00、13：00～16：00

場所：白井市役所 本庁舎 2階

電話：047-492-1111（代表）



広報しろいに「はい！消費生活センターです」を掲載中です